

令和元年12月2日  
総務部職員課

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について  
(概要)

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
特例	第2条	会計年度任用職員が給与を受けながら、職員団体のために業務を行い、又は活動することができる場合について規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤務時間条例第13条第3項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次の各号に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤務時間条例第13条第3項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項又は勤務時間条例に基づく規則の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>